

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応について

白老町子育て支援課

【子どもが感染した場合について】

- 保健所と連携のうえ、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、町が臨時休園の判断を行います。
- 臨時休園の規模や期間などについては、保健所等と十分相談したうえで決定し、保護者への周知を行います。
- 保護者への周知については、個人情報に十分配慮し、
 - 現時点での休園予定期間
 - 休園中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡）
 - 保育料や給食費等の取扱い
 - 今後の連絡先や相談窓口などについて情報提供及び要請を行います。
- 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行います。
- 感染した子ども等に対して、偏見が生じないように、人権に配慮した対応を行います。

【職員が感染した場合について】

- 子どもが感染した場合と同様の対応を行います。

【子どもが濃厚接触者に特定されたなど発生前の対応について】

- 昨年11月にお示しした「保育所等の新型コロナウイルス感染症対応フローチャート」に基づき対応を行います。

【感染者がいない保育所等も含む臨時休園について】

- 町内全体での感染拡大を抑えることを目的に、保健所等とも十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等も含む臨時休園を行うことがあります。